

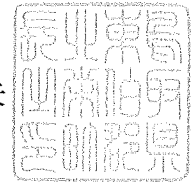
監査委員	局長	書記	主査
	坂田	清水	浜本

発 総 第224号

平成23年2月16日

北栄町代表監査委員 前田 茂樹 様
北栄町監査委員 前田 栄治 様

北栄町長 松本 昭夫



平成22年度第2回定期監査の結果について (回答)

このことについて、別添のとおり回答します。

担当

総務課財政係 渡辺

電話：0858-37-3111

FAX：0858-37-5339

メール：watanabe@e-hokuei.net



監査意見報告に対する対応について

(1)委託事業について

①委託契約書について

- ・ 支払金額が 50 万円を超える業務で委託契約書が作成されていないものが見られた。財務規則に従って処理されたい。また、50 万円未満のものについても定例的に実施する業務については、契約書の作成が望ましい。

対応

財務規則により契約書を作成します。また、50 万円未満の業務については省略することが出来ると規定されており、これまでどおり事務の簡素化のため定例的な業務についても省略します。

②契約の変更について

- ・ 年度中途の業務変更があったにもかかわらず、当初の契約を変更していないものが見られた。(契約金額と支出額に差が生じる)

対応

変更契約書を作成します。

③予防接種業務委託について

- ・ 中部医師会との委託契約中に、町からの委託料の支払は中部医師会となっているが、各医療機関へ直接支払われている。契約内容の変更が必要。

対応

中部他市町と協議の上で中部医師会との予防接種業務の契約は共通で作成していましたが、次年度委託契約時には業務先を中部医師会の会員である医師の所属する保険医療機関（委託料の請求及び支払いについても同様）に担当させる旨規定します。

(2)補助事業について

①補助目的の明確化について

- ・ 補助事業は、公益上必要と認められる事業、活動等に対して行われるものであり、補助の対象となる事業、活動を明確にすることが必要である。

対応

補助対象とする内容を各事業費補助金交付要綱として整備します。

②検討を要する補助事業

ア：北栄町商工会街路灯組合補助金

補助の対象とする経費は会の運営費、電気料金、施設修繕費等となっているが、補助の目的が不明瞭である。電気料金については、自治会の防犯等維持管理交付金との整理を行うこと。

対応

この補助金は、「北栄町行政改革プラン」に基づき、平成 21 年度をもって終了しました。

イ：地産地消推進事業補助金

地元産の大豆・米を使って、学校給食用の味噌に加工して供給している。生産費と流通価格の差を補助（300 円/kg）しているが、材料の使用料が作付面積にすると 10 アール程度であり、町内生産量からみると極めて少量であること、又、需要量が限定されていることから、地産地消推進の意味が認められない。

対応

町内の加工グループが製造する味噌は、安心・安全でおいしい食材として町給食センターからの高い評価と信頼が確立されています。このため、相対的に一般味噌より価格が高い地元産味噌に対して、その価格差を補助しなくても、今後も給食センターとの取引が継続されることが見込まれることから、「地産地消推進事業補助金」は廃止することとします。

ウ：学校教育研究協議会補助金

協議会の構成員はすべて町職員であること、又、目的が教育委員会業務の一部と考えられることから補助金としては適当でないと考える。

対応

同協議会は、会費と補助金で運営している自主的な団体です。今後は、情報交換の場だけではなく、小・中学校連携をより一層深めるため、小から中への引継や系統的な指導をさらに進めます。又、教育委員会の事業としては、教職員を対象に指導法、教材研究の工夫を生かす研修会、講演会を開催し、指導力の向上を図ります。なお、会員は県費負担の教職員（幼稚園除く）がほとんどであり、身分は県職員であります。以上のことから、本協議会は自主的に研修を行っている団体で、従来どおり補助金を交付します。

エ：部落解放同盟活動費補助金

報告書(別紙)のとおり

対応

- ・補助金の不適切な支出について

指摘のありました経費部分の補助金については、12 月 20 日に町に返還されました。

- ・旅費等の支給に関する規程について

協議会において旅費規定を定めるよう指導します。

- ・各種団体活動費について

補助金確定のための検査において、下部組織に支出した活動費について、活動内容及び支出に伴う領収書等を確認するので、事業報告及び収支報告（支出領収書も添えて）を提出するよう指導します。

- ・町の指導について

補助対象とする内容を要綱として整備します。又、監査で指摘のあった

部分について事務の改善指導を行います。

(3)貸付金について

①高額療養費資金貸付金

- ・平成17年度に貸付実行されたもので、平成21年度末で未納額が2,467,000円となっている。回収に努められたい。

対応

債務者及びその家族と接触することで、平成21年度までは、全くの未納であったものが、毎月の納付誓約（現在は6,700円/月）がとれ、実行されている。今後は、額を増やし、一刻も早い回収に努めます。

②同和地区福祉資金貸付金

- ・町は文化センターへ貸付業務を実質委任しているが、文化センターとの取り扱い契約がない。母子寡婦福祉資金との整合をとること。

対応

取扱いについて文書をもって定めるようにします。